

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合の 令和2年度「後期分」授業料免除の申請について

1 授業料免除の受付について

提出期間	令和 2年 9月14日（月）～ 9月25日（金）※土・日・祝日は除く
受付時間	午前 9:00～12:00 午後 13:00～17:00 ※12:00～13:00 は受付できません
提出先	授業料免除担当窓口

★提出期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しませんので、注意してください！

【学部学生の方へ】

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免+給付型奨学金）（以下「新制度」という。）（家計急変）の支援対象となる方は、申請できません。新制度（家計急変）の申請を行ってください。

なお、JASSO 進学資金シミュレーターでおおよその収入基準の該当の有無が確認できます。

○進学資金シミュレーターでの確認方法

JASSO 進学資金シミュレーターページ (<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>) にアクセスし、「シミュレーションする」→「奨学金選択シミュレーション」→「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」→「2020年度 秋の在学採用の申込」を選んでください。

生計維持者の「給与収入」の欄は、収入が減少した月（1か月分）の給与収入を12倍したものを入力し、「給与・年金以外の所得」の欄は、収入が減少した月（1か月分）の給与・年金以外の所得（収入から経費を控除した額）を12倍したものを入力してください。また、社会保険料等は「収入等から算出する」を選んでください。

今回の授業料免除申請の対象者は下記のとおりです。

① 令和2年度以降入学者

・新制度申請対象外の者（高校卒業後、本学に入学までの期間が2年を超えている者や私費外国人留学生）

② 令和元年度以前入学者

・新制度申請対象外の者（高校卒業後、本学に入学までの期間が2年を超えている者や私費外国人留学生）

・新制度の支援対象とならない者

【大学院生の方へ】

大学院生は従来の授業料免除を実施します。

【申請にあたっての注意事項】

- ① 休学、留年及び標準修業年限を超えた者は原則として免除の対象とはなりません。ただし、病気による休学や留学のための休学等の期間がある場合、対象となることがありますのでご相談ください。
- ② 提出期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しません。やむを得ない理由で期間内に提出ができない場合は、事前に相談してください。
- ③ 不明な点があれば、各地区の授業料免除担当へお問い合わせください。電話でのお問い合わせは、正しい状況が把握できない場合や行き違い等の理由で間違いの原因となるため、ご遠慮願います。
- ④ 免除の可否が決定するまでは、授業料を納付しないでください。

- ⑤ 申請をしても免除になるとは限らないことを理解し、免除にならない場合に備えて納付の準備をしておいてください。
- ⑥ 申請後に休学・退学する場合は、速やかに授業料担当窓口へ申し出てください。
- ⑦ **申請に必要な書類や参考資料は本学ホームページ（授業料免除と徴収猶予）に掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。（URL: <https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/scholarship/#vol15>）**

2 授業料免除の対象者

対象者のうち、本学に在学する学部生、大学院生で経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業が優秀な者。（原則として、「学力基準」及び「家計基準」の両方の基準を満たす者）

3 申請について

《書類提出にあたっての注意点》

- ① 証明書等はA4サイズの用紙にコピーしてください。A4サイズより小さいものはA4用紙に貼り付けてください。 A4サイズより大きいものは縮小してA4サイズとしてください。ただし、原本の場合はそのまま提出してください。
- ② 申請内容（特に所得）について、確認をすることがありますので、申請者本人が提出書類の説明ができるようにしておいてください。
- ③ 連絡がとれないことにより家庭状況が確認できない場合は、選考から除外することあります。電話に着信があった場合は折り返し連絡する等により、連絡がとれない状態にならないようにしてください。
- ④ **書類不備や記入漏れ、不足書類がないよう提出前に十分に確認してください。指定された期限までに書類が提出されなかった場合は、書類不備として選考の対象から除外することがあります。**また、記載事項に虚偽があった場合も、選考の対象から除外することがあります。

4 提出書類

- 1) 国や地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書
- 2) 上記の書類が提出できない場合は、生計維持者（原則、父母。父母がない場合は代わって生計を維持している者。独立生計者の場合は本人及び配偶者。）の事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）の直近三月分（6, 7, 8月分）
- 3) 退職した場合は退職証明書（該当者のみ）
- 4) 下記の授業料免除申請にかかる必要書類
 - ・ **【表1】「必要書類名」の書類（申請者全員が提出）**
 - ・ **【表2】「必要書類名」の書類（該当する場合のみ）**

その他に必要な書類については、「授業料免除申請関係添付書類一覧」(https://www.tokushima-u.ac.jp/fs/1/7/5/0/8/1/_R2-1_ichiran.pdf) を参照してください。

※ 所得・課税証明書や住民票等については発行から3ヶ月以内のものを提出してください。

【表1】申請者全員が提出してください

必要書類名	記入上の注意点・証明書類の内容
免除申請入力票	「免除申請入力表記入要領」を参考にし、所属（学部・研究科等）、学科（専攻・コース）、学年・氏名を正確に鉛筆で記入してください。
授業料免除申請書	① 「学年」は申請年度の学年を記入してください。 ② 「本人・保証人」は必ず本人・保証人それぞれが自筆で署名し、本人住所は現住所を記入してください。 ③ 「免除該当期間」は、令和2年10月1日～令和3年3月31日「後期分」と記入し

	<p>てください。</p> <p>④ 「免除を受けたい額」は、<u>昼間の学生は 267,900 円、理工学部夜間主コースの学生は 133,950 円</u>、長期履修生は認められた後期分の授業料額を記入してください。</p> <p>⑤ 「免除を受けたい理由」は、申請者本人が詳細（次のア～キに該当する場合は（<u>下線を引いた内容は必ず記入</u>）を記入してください（スペースが足りない場合はレポート用紙等に記入可）。ローンの返済等による経済困難は理由になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 母子・父子世帯 … 母子・父子世帯となった<u>時期とその理由</u>（死別によるものか、離別によるものか等）及び<u>状況</u> イ. 障がい者のいる世帯 … 障がい者になった<u>時期と程度及び状況</u> ウ. 長期療養者のいる世帯 … 長期療養者の<u>病名と期間及び現状</u> エ. 学資負担者別居の世帯 … 別居の<u>理由とその時期及び現状</u> オ. 学資負担者死亡の世帯 … 死亡<u>日時及び現状</u> カ. 学資負担者が退職・失職した場合 … 失職<u>年月日と理由及び現状</u> キ. 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯 … 被害を受けた<u>状態と時期及び現状</u>
生計状況調査書 (家族全員の「所得・課税証明書（原本）」及び下記収入に応じて証明書を添付のこと)	<p>①<u>世帯主と出願者はそれぞれ別の印鑑（シャチハタ不可）を押印</u>してください。</p> <p>②「家族状況」欄の氏名等は、同居・別居を問わず申請者と同一世帯に属する家族全員（就学者等も含む）を記入し（就職等により別居独立して別生計を営む兄弟姉妹・別生計の祖父母等は記入不要）、家族全員分（収入のない者も必要（中学生以下は不要））の「所得・課税証明書」を添付し、提出してください。 本調査書の市町村長印は必要ありませんが、「所得・課税証明書（原本）」（令和元年中の収入額と課税額の入ったもの）の提出を必須とします。</p>
給与所得者の場合↓ 令和元年分源泉徴収票の写し	<p>①<u>給与所得者全員の源泉徴収票（写し）を添付</u>してください。給与の支給形態が日給等であるため源泉徴収票が受けられない所得者については事業主の発行した給与支払証明書を提出してください。</p> <p>②<u>令和2年1月以降に就職した者又は転職した者</u>については、令和元年分源泉徴収票と事業主発行の令和2年分給与支払証明書や年収見込証明書等、現在の収入額が証明できるものを添付してください。証明書を提出できない場合は、就職して以降のすべての給与明細書（写し）を添付してください。</p> <p>③ 令和元年中に就職・転職した者も、令和元年分源泉徴収票と令和2年分の給与支払証明書や年収見込証明書等、現在の収入額が証明できるものを添付してください。証明書を提出できない場合は、就職して以降のすべての給与明細書（写し）を添付してください。</p>
給与所得者以外の場合↓ 令和元年分確定申告控えの写し	給与所得者以外の者は、令和元年分の確定申告の控えの写し（税務署の受付印のあるもので、一表、二表等全て）を必ず提出してください。電子申告の場合は、申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知）を添付してください。
年金受給者の場合 通知書等の写し	家族が年金（厚生年金・国民年金・共済年金・障害者年金・遺族年金等）・恩給を受給している場合は、年金振込通知書、支給通知書、年金改定通知書等の写し（最新のもの）を添付してください。
無職（無収入）の場合 無収入申立書	働ける年齢と思われる者（中学校卒業後～60歳未満、高校、大学等に在学中の者は除く）で無職（無収入）の場合は、「無収入申立書」（様式自由）を提出してください。（「表

	2」の無収入申立書を参照）。
家庭調書	<p>①「2. 就学者状況」について</p> <p>ア. 本人の通学区分（自宅・自宅外）は、該当箇所を○で囲んでください。</p> <p>イ. 本人が給付奨学生を受給している場合は、名称と受給額（年額）を記入してください。</p> <p>ウ. 令和2年10月1日現在における就学者全員（申請者本人を除く）の就学状況を記入してください。在学学校名欄は、「国立〇〇大学〇〇学部〇年」、「〇〇県立〇〇高校〇年」、「私立〇〇専門学校〇〇科〇年」と記入してください。</p> <p>エ. 「授業料免除状況」欄は<u>国立学校の就学者のみ</u>記入してください。「授業料年額」欄は、<u>授業料免除前の本来の授業料の年額</u>を記入してください（授業料免除状況が「無」の場合は授業料年額の記入不要）。</p> <p>※家族が下記に該当する場合、提出書類があります（「表2」その他必要書類⑨参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立の大学・専門学校在学者 → 授業料免除状況証明書 ・高校生（自宅外通学の者）・専門学校生・大学生・大学院生・予備校生 → 在学証明書又は学生証の写し（有効期限の記載が裏面にある場合は裏面の写しも必要）
給付奨学生受給状況 申立書	<p>②「3. 家庭状況」について</p> <p>ア. 「母子・父子家庭」に該当する場合は、<u>母子・父子世帯申立書</u>及び住民票（世帯全員と記載のあるもの）を提出してください。</p> <p>イ. 「障がい者のいる世帯」に該当する場合は、障がい者の続柄、氏名を記入し、「障害者手帳」、「療育手帳」等の写しを添付してください。</p> <p>ウ. 「長期療養者のいる世帯」に該当する場合は、該当箇所を記入し、診断書等及び医療費の一覧集計表とその領収書の写しを添付してください。</p> <p>エ. 「主たる家計支持者別居の世帯」に該当する場合は、別居のために支出している金額（家賃、光熱水料等）の1ヵ月当たりの支出金額と別居先の住所を記入し、<u>集計表</u>及びその領収書の写しを添付してください。</p> <p>オ. 過去6ヶ月以内に「災害、風水害、盗難等の被害を受けた世帯」に該当する場合は、災害内容と被災額を記入し、<u>罹災状況調査書</u>を提出してください。</p> <p>③「4. 臨時所得状況及びアルバイト所得状況」について</p> <p>ア. 「臨時所得」は、令和2年4月以降の資産の譲渡及び退職金・保険金等の臨時的な所得を記入し、支払証明書等又はその写しを添付してください。給与所得者が退職して退職金の支給がない場合は、事業主にその旨の証明を受け、提出してください。</p> <p>イ. 「アルバイト所得」は、学生である本人が恒常的に行っているアルバイトがあれば記入し、令和元年分源泉徴収票を添付してください。今年からアルバイトを始めた者は、1年間の給与支払見込証明書又は給与支払明細書等（今年分すべて：写し可）を添付してください。<u>申請時に中止している場合は申告の必要はありません。</u></p>

【表2】「記入上の注意点・証明書類の内容」を確認し、該当者のみ提出してください

必要書類名	記入上の注意点・証明書類の内容
免除申請理由区分票	<u>学部学生は全員提出</u> してください。大学院生は提出不要です。
授業料免除状況証明書	兄弟姉妹が <u>国立</u> の大学・高等専門学校に在学している場合は、授業料免除の有無に関わらず令和元年度の状況を元年度に在学していた学校で証明を受け、提出してください。
罹災状況調査書	申請日から6ヶ月前（新入生で入学した日の属する期分の場合は入学前1年以内）までに災害、風水害等の被害を受けた場合は、被害状況を記入し、市区町村で証明を受け、証拠書類（家屋等補修見積書等）及び保険金・損害賠償金等支払証明書を添付の上、提出してください。
母子・父子世帯申立書	母子・父子世帯に該当する場合は、母子・父子世帯申立書及び <u>家族全員の住民票（「世帯全員」の記載があるもの）の原本</u> と「遺族年金」や「児童扶養手当」等を受給している場合はその <u>証明書</u> を添付の上、提出してください。
独立生計申立書	原則として、 <u>大学院生</u> のうち申請者本人に所得があり、父母に扶養されておらず <u>独立して生計を立てている</u> 者は、下記添付書類とともに提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人の所得証明書（源泉徴収票等） ・父母の所得証明書（源泉徴収票等） ・住民票（申請者本人の属する世帯のもので世帯全員のもの） ・健康保険証の写し
無収入申立書（様式自由）	自分の所得が0円で定職収入がなくアルバイトもしていない夜間主コースの学生又は働く年齢と思われる者（中学校卒業後～60歳未満、高校、大学等に在学中の者は除く）で <u>無職（無収入）</u> の場合は、その旨の内容を記載した申立書（A4・様式自由）を作成し、最後に記入した日付（年月日）と自分の名前を書き、押印したものを提出してください。なお、障がい等により記入することが難しい場合は世帯主が記入してください。
長期療養者の医療費申立書	申請時に6か月以上の <u>長期療養</u> をしている場合又は6か月以上の <u>療養</u> を必要とする（現在治療が終わっている方は除く） <u>長期療養</u> 者のいる世帯に該当する場合は、 <u>長期療養</u> 者の医療費申立書及び診断書等（病名及び治療期間が記入されたもの）、過去1年間に支払った医療費の一覧集計表（人・病院・外来費・入院費・薬代別）を作成し、領収書の写しを提出してください。なお、保険適用外の金額（文書料など）や診断書の内容と関連しない領収書等は算定の対象とはなりません。※ <u>長期療養</u> 者として申請しない場合は不要です。
家計支持者の別居に伴う支払申立書	「 <u>主たる家計支持者別居の世帯</u> 」に該当する場合は、別居のために特別に支出している金額（家賃、光熱水料等）の1ヶ月当たりの支出金額と別居先の住所を家計支持者の別居に伴う支払申立書に記入の上、領収書の写しを添付してください。 <u>領収書で確認できるものしか算定の対象とはなりません。</u> ※父または母が、単身赴任のために別居している場合のみ申請できます。学生が親元を離れて一人暮らししているだけの場合や両親が不仲等、単身赴任ではない理由での別居は含みません。
アルバイト申立書	アルバイトをしているが源泉徴収票や給与明細がなく手渡しの場合は、申立書を提出してください。
その他必要書類	① 「 <u>学資負担者死亡の世帯</u> 」に該当する場合は、死亡が確認できる書類（住民票等）及

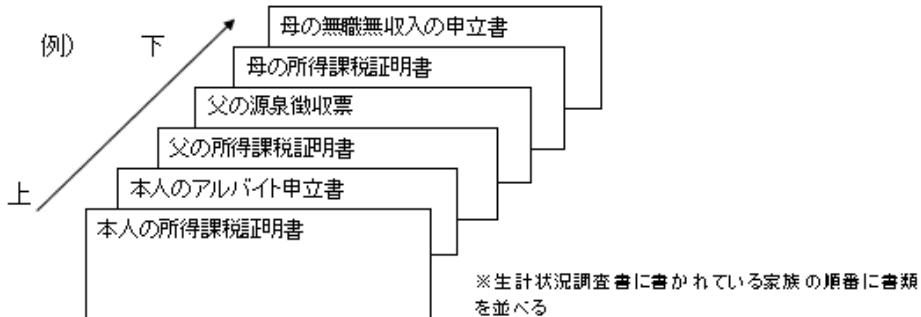
	び退職金・保険金等の支払証明書の写し（支払われていない場合は無支給証明書）を添付してください。（過去6ヵ月以内）
	②「児童手当」、「特別児童扶養手当」を受給している世帯の方は、受給者、受給年月日、手当額が明記された受給を証明する書類（市区町村発行の証明書、通知文書の写し等）を提出してください。
	③「生活保護世帯」に該当する場合は、生活保護決定通知書の写し又は支給月額明細書の写しを添付してください（受給額が分かるものが必要）。
	④その他給与収入・営業所得等以外で、収入とみなせるもの（公的受給金、転作奨励金等）がある場合は、その受給額等がわかる書類の写しを提出してください。
	⑤6ヵ月以内に資産の譲渡及び退職金・生命保険金等の臨時的な所得がある場合は、支払証明書等又はその写しを添付してください。※給与所得者が退職して退職金が支給されなかった場合は、無支給証明書を提出してください。家族が死亡したが、保険に加入していないかった場合は、その旨の申立書を提出してください。
	⑥申請者本人が恒常的に行っているアルバイトがある場合は、令和元年分源泉徴収票を添付してください。今年からアルバイトを始めた者は、1年間の給与支払見込証明書又は給与支払明細書等（今年分すべて：写し可）を添付してください。申請時に中止している場合は申告の必要はありません。
	⑦世帯の収入（自営業者の場合は所得）が極端に少ない場合は（100万円以下を目安）「1ヵ月あたりの生計状況申告書」を提出してください。
	⑧本人以外の就学者が給付奨学金（返還義務のない奨学金）を受給している場合（受給することが確定している場合も含む）は、受給額・受給期間が明記されている決定通知書の写し又は当該奨学団体の証明書を提出してください。
	⑨家族の中に高校生で自宅外通学の者・専門学校生・大学生・大学院生・予備校生がいる場合は、在学証明書又は学生証の写し（有効期限が裏面に記載されている場合は裏面も必要）を添付してください。
	⑩障がい者のいる世帯に該当する場合は、「障害者手帳」、「療育手帳」等の写しを添付してください。
	⑪大学院博士・博士後期課程2年生以上の方については、「学力に関する所見」、「学力に関する所見（記入例）」及び封筒（封筒は申請者本人が用意すること）を担当指導教員にお渡しいただき、記入を依頼してください。その後、担当指導教員に厳封してもらったものをご提出ください。

5 提出書類の順番について

書類は次の順（括弧内のものは括弧内の順）に並べて提出してください。

番号が赤文字になっている書類は必須です。

- ① 免除申請入力票
- ② 免除申請理由区分票（学部学生のみ提出）
- ③ 授業料免除申請書
- ④ 生計状況調査書（家族全員分（高校生以上）の所得課税調査書、収入の証明書類（源泉徴収票、年金の通知書等））



- ⑤ 1か月あたりの生計情報申告書
- ⑥ 独立生計申立書（父母の所得証明書（源泉徴収票、確定申告の写し等）、本人の住民票（世帯全員分と記載のあるもの）、本人の健康保険証の写し）
- ⑦ 私費外国人留学生経済状況申告書、私費外国人留学生意見書
- ⑧ 家庭調書
- ⑨ 給付奨学金受給状況申立書（給付型奨学金をもらっている場合は証明書を提出）
- ⑩ 授業料免除状況証明書
- ⑪ 在学証明または学生証のコピー（家族の中に高校生で自宅外通学の者・専門学校生・大学生・大学院生・予備校生がいる場合）
- ⑫ 母子・父子世帯申立書（世帯全員分と記載がある住民票）
- ⑬ 障がい手帳のコピー
- ⑭ 長期療養の診断書及び医療費の一覧集計表（診断書、領収書（直近から1年分））
- ⑮ 家庭支持者の別居費集計表（別居費用の領収書）
- ⑯ 罹災状況調査書
- ⑰ 臨時所得の証明書

6 免除者の決定時期

免除の決定は、11月下旬頃を予定しています。

正式な決定時期については、教務事務システム及び掲示板にてお知らせします。

7 許可の取消

- (1) 授業料の免除を許可された者で、許可の期間の途中にその理由が消滅したときは、その許可を取り消します。
- (2) 授業料の免除を許可された者で、許可の決定後に当該申請書類の記載に虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消します。

8 個人情報の取扱いについて

授業料免除申請に係る個人情報は、授業料免除業務のために使用し、その他の目的には使用しません。

9 授業料免除担当窓口について

学部・研究部（研究科）	担当窓口
総合科学部・理工学部・生物資源産業学部 総合科学教育部・先端技術科学教育部・創成科学研究院	学務部学生支援課学生支援係 (常三島キャンパス教養教育4号館1階) 電話番号：088-656-7580、088-656-7096
医学部・歯学部・薬学部 医科学教育部・栄養生命科学教育部・保健科学教育部・ 口腔科学教育部・薬科学教育部	蔵本事務部医学部学務課学生係 (蔵本キャンパス医学部基礎A棟1階) 電話番号：088-633-7030